

平30福情答申第2号

平成30年6月18日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(総務企画局行政部総務課)

福岡市情報公開審査会

会 長 田 邊 宜 克

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成28年11月16日付け総総第752号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「福岡市を被告として提起された裁判で現在、係争中となっているものの原告名訴状答弁書と事件番号と市長が訴訟委任状を書いて委任した弁護士名とその報酬額と訴状委任状と市の指定代理人として登録して裁判所提出した書類」の一部公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「福岡市を被告として提起された裁判で現在、係争中となっているものの原告名訴状答弁書と事件番号と市長が訴訟委任状を書いて委任した弁護士名とその報酬額と訴状委任状と市の指定代理人として登録して裁判所提出した書類」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、非公開とした部分のうち、弁護士報酬額に係る部分については、公開することが妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った平成28年10月13日付けの本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、平成28年5月19日に本件対象文書についての公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、条例第11条第1項の規定により、平成28年10月13日に本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年10月20日、審査請求人は、本件決定のうち、弁護士報酬額及び事件番号を公開しないとされた部分に不服があるとして、実施機関に対して審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のように主張している。

- (1) 特定弁護士への委託料報酬額を隠ぺいしているが、他の自治体では、県費・市費からの弁護士報酬額について、隠ぺいすることなく公開されている。

(2) 弁護士報酬額や裁判事件番号を公開すべきである。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成29年11月7日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 本件対象文書について

審査請求人が公文書公開請求において求めている「福岡市を被告として提起された裁判で現在、係争中となっているものの原告名訴状答弁書と事件番号と市長が訴訟委任状を書いて委任した弁護士名とその報酬額と訴状委任状と市の指定代理人として登録して裁判所提出した書類」について実施機関が行った本件決定に係る全文書が本件対象文書であるが、このうち審査請求人が本件審査請求において公開を求めている弁護士報酬額及び事件番号の部分に対応する文書としては、処分庁が弁護士と委託契約を締結する際に作成する委託契約書がこれに当たる。

### (3) 本件処分に対する処分庁の意見

#### ① 弁護士報酬額について

ア 弁護士報酬額は、以下に述べるとおり、条例第7条第2号の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、同号アに当たり、また、同号ただし書に当たらないことから、非公開情報に当たると解される。

イ 弁護士報酬額が非公開情報に該当するかの判断について、京都地裁平成7年10月13日判決は、次のとおり判示している。

「弁護士は、依頼者との間で具体的事件における法律事務の処理に関する委任契約を締結するに際し、委任事務処理の対価として報酬に関する契約を締結することによって報酬の有無及び額を決定するものであることにかんがみれば、本件各公文書に記録された情報は、本件条例8条2号前段（審査会注：本件においては、条例第7条第2号前段）にいう『事業を営む個人の当該事業に関する情報』に該当すると認められる。」

そして、「弁護士報酬額の決定方法に関しては、一般的には、日本弁護

士連合会の定める報酬等基準規程など一定の基準が存在するけれども、それは一応の基準にすぎず、具体的基準に関しての報酬額は、依頼者の受ける経済的利益の大小、事件の難易、弁護士と依頼者の親疎の程度、報酬規定等の事情を総合的に考慮して、弁護士と依頼者の協議のうえ決定されるものである。したがって、弁護士の報酬額は、依頼者の受ける経済的利益、事件の難易等事件の客観的事情が同種の事案であっても、事件の主観的事情たる弁護士又は依頼者によって異なりうるものであって、その結果、それは、個々の弁護士においてどのような訴訟事件をいかなる報酬額で受任するのかという事業活動上の方針を反映するという性格を帯びるものである。」

つまり、弁護士報酬額が公開されると、「報酬を受ける弁護士が、法律事務処理委任契約及び報酬契約を締結するにあたって、訴訟事件及び依頼者（審査会注：本件においては福岡市）に対してどのような評価をなしたのかが第三者に対して明らかにされることとなり、その結果、これを知った他の依頼者が、報酬額が異なることなどを理由に当該弁護士との信頼関係を損ねるなど、当該弁護士にとって、その事業活動が害されるおそれがあるものと認められる。」

ウ 上記京都地裁判決によると、弁護士報酬額は、事業活動上の秘密に当たるものとして、条例第7条第2号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」といえる。

エ 弁護士報酬額に係る非公開決定を違法又は不当と判断したものとして、大阪地裁平成9年10月22日判決及び内閣府情報公開・個人情報保護審査会の平成15年度（行情）答申第41号があるが、いずれも判断を誤ったものである。

オ 弁護士報酬額が、第7条第2号ただし書の「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に当たる場合というものは、およそ想定できない。

カ 以上により、弁護士報酬額について公文書公開請求がなされた場合、条例第7条第2号アに定める非公開情報に当たり、非公開と判断すべきもの

である。

キ なお、審査請求人は、他の自治体においては公開していることを根拠に、実施機関が弁護士報酬額を隠ぺいしている旨主張するが、公文書公開請求は条例を根拠としている以上、公開又は非公開の決定は実施機関の判断に委ねられているものであり、他の自治体の判断に影響されるものではない。

## ② 事件番号について

ア 事件番号は、条例第7条第1号に規定される「個人に関する情報」に直ちに当たらないものの、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に当たり、公文書公開請求がなされた場合、非公開情報に当たると判断すべきものである。

イ この点について、東京地裁平成22年12月22日判決は、次のとおり判示している。

「事件番号は、各裁判所において、当該事件を受理した日の属する年の年号及び年数、当該事件の種類ごとに付される記録符号並びに事件を受理するたびに記録符ごとに順番に付される一連番号によって表示される識別番号であり、1つの裁判所において、同一の事件番号が重複して付されることはない。そうすると、当該事件が係属する裁判所名とその事件番号さえ判明すれば、事件名が不明であっても、当該事件を確実に特定することが可能となる。」

そして、「何人も裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる（民訴法第91条第1項）ことから、対象訴訟等の各事件番号によって上記のとおり特定される事件の訴訟記録を閲覧することで、何人も、容易に対象訴訟等の各訴訟記録に記載された対象訴訟原告らの各氏名や各住所等を知ることができ、特定の個人を識別することができることとなる。」

ウ つまり、事件番号は、条例第7条第1号に規定される「個人に関する情報」には直ちに当たらないものの、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるもの」といえる。また、同号ただし書アないしウのいずれにも当たらないものであるから、事件番号は、公文書公

開請求がなされた場合、条例第7条第1号に定める非公開情報に当たり、非公開と判断すべきものである。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

(1) 本件公開請求時において、実施機関が被告として提起されている裁判で係争中であると認められるのは16の訴訟案件であって、実施機関が本件対象文書として特定した文書は、当該訴訟案件に係る訴状、答弁書、訴訟委任状、指定代理人名で裁判所に提出した文書及び弁護士と取り交わした委託契約書である。

(2) 実施機関は、本件決定通知書の「公開しない部分の概要」の欄において本件決定における非公開決定部分を特定し、「上記の部分を開示しない理由」の欄において、別紙のとおり非公開とした理由を説明しており、それによると、非公開部分①、⑦及び⑧については条例第7条第2号に、非公開部分②については同条第3号に、非公開部分③から⑥、⑨から⑭、⑯から⑲については同条第1号に、非公開部分⑮については同条第2号及び第6号に規定する非公開情報に該当するとして、非公開部分①が記載された文書は公開せず、非公開部分②から⑲が記載された文書については、これらの部分を被覆した上で公開していることが認められる。

(3) 審査請求人は、本件審査請求において、実施機関が非公開とした部分のうち、非公開部分①（弁護士報酬額）及び非公開部分⑥（事件番号）を求めており、他の部分については争いがないため、当審査会としては、非公開部分①及び⑥について、条例第7条該当性の適否を判断することとする。

##### 2 非公開部分①（弁護士報酬額）について

###### (1) 条例第7条第2号について

条例第7条は、実施機関は、公文書に同条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き当該公文書を公開しなければならない旨を定めている。そして、非公開部分①については同条第2号（以下「第2号」という。）の該当性が争点となっていることから、まず、

当該規定について述べる。

第2号は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」又は「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開とするものとして規定している。

そして、第2号アの「正当な利益を害するおそれ」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味するとともに、「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

また、第2号ただし書は、「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する情報については、第2号本文に該当するものであっても、当該情報を公開しなければならない旨規定している。

## (2) 第2号該当性について

ア まず、当審査会としては、弁護士報酬額が、第2号本文の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に当たること、また、地方公共団体が支払うものについても、常に事件の内容やその経済的利益の価額のみにより画一的に決定されるものではなく、その全てを客観的に決めることは困難であって、少なからず弁護士の事業活動上の方針が反映されるものであることは認めたい。ところで、弁護士報酬額が、第2号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するか否かを検討する。

イ 実施機関は、選任弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれの可能性として、弁護士報酬額が公開されると、当該弁護士が法律事務処理委任契約及び報酬契約を締結するに当たって、訴訟事件及び依頼者に対してどのような評価をなしたかが第三者に対して明らかにされることに

なり、その結果、これを知った他の依頼者が、弁護士報酬額が異なることなどを理由に当該弁護士との信頼関係を損ねるなど、当該弁護士にとって、その事業活動が害されるおそれがあるものと主張する。

ウ しかし、地方公共団体が支払う弁護士報酬額は、予算の範囲内という制約の下で決せられ、内容に応じた一定の幅を超えない範囲で決めているのが実状であって、最終的には予算の範囲内で決定、支出されるというものであることが一般的であることに鑑みると、仮に、市の特定の訴訟事件に係る弁護士報酬額が明らかになったとしても、これを知った他の依頼者の信頼を失うとまでは考えにくく、また、当該弁護士報酬が公金から支出されている点を踏まえると、実施機関の予算執行に係る情報として説明責任の範囲内であると認められ、その額を公開されることが当該弁護士にとって容認し難いものであるとは認められない。

エ よって、非公開部分①（弁護士報酬額）は、公にすることにより、当該弁護士個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を具体的かつ明らかに害するおそれがあるものと認められず、第2号に該当しないと判断する。

オ なお、弁護士報酬額に係る非公開決定を違法又は不当と判断したものとして大阪地裁平成9年10月22日判決及び内閣府情報公開・個人情報保護審査会の平成15年度（行情）答申第41号があるが、当審査会の判断も概ねこれに沿うものであり、当該判決及び答申は判断を誤ったものであるとする実施機関の主張は採用することができない。

### 3 非公開部分⑥（事件番号）について

#### (1) 条例第7条第1号について

次に、非公開部分⑥については、同条第1号（以下「第1号」という。）の該当性が争点となっていることから、当該規定について述べる。

第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書アの規定は、個人に関する情報であっても「法令



若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

次に、第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

## (2) 第1号該当性について

ア 裁判所で付される事件番号は、それ自体から直ちに個人を識別することができるものであるとは認められないが、公にすることにより、受訴裁判所にある訴訟記録と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、第1号本文に該当すると認められる情報である。

イ 次に、本件対象文書の随所に見受けられる事件番号は、受訴裁判所にある訴訟記録を閲覧することにより特定することができるため、第1号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか否かを検討する。

民事訴訟法第91条第1項においては、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と定められているが、その一方で、裁判所での訴訟記録の閲覧をする際には、訴訟記録の事件番号、当事者氏名等で訴訟記録を特定することが事実上要請されており、また、同法第92条で秘密保護のための閲覧等の制限について定められていることからすると、常に裁判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解されるところである。

さらに、同法第91条第3項では、「当事者及び利害関係を疎明した第三

者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。」と定められており、当事者及び利害関係人以外の第三者については、訴訟記録の閲覧を請求できるに過ぎず、訴訟記録の謄写等は認められていない。

以上のことから、事件番号は、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報とはいえず、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められない。

ウ よって、非公開部分⑥（事件番号）は第1号本文に該当し、かつ、同号ただし書アに該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書イ及びウにも該当しないと判断する。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年11月16日	実施機関が審査会に諮問
平成29年4月10日	実施機関が弁明意見書を提出
平成29年10月4日（第1部会）	審議
平成29年11月7日（第1部会）	実施機関からの口頭意見陳述
平成29年12月6日（第1部会）	審議
平成30年1月10日（第1部会）	審議
平成30年2月21日（第1部会）	審議
平成30年3月28日（第1部会）	審議
平成30年4月20日（第1部会）	審議
平成30年5月11日（第1部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

田邊宜克，石森久広，五十川直行，馬場明子

## 別紙

本答申内における総称名	公開しない部分の概要	非公開の根拠 (条 例 第7条)
非公開部分①	弁護士報酬額	第2号
非公開部分②	原告訴訟代理人弁護士らの印影	第3号
非公開部分③	原告（私人）の住所及び氏名	第1号
非公開部分④	訴外私人の氏名，所有する不動産の地番	
非公開部分⑤	係争地の住所及び地図	
非公開部分⑥	事件番号	
非公開部分⑦	訴外法人名	第2号
非公開部分⑧	原告（法人）の法人名，所在地及び代表取締役の氏名	
非公開部分⑨	非公開審理係属中の事件において，事件の内容が分かる部分	第1号
非公開部分⑩	被告（私人）の車両ナンバー	
非公開部分⑪	原告（法人）の車両ナンバー	
非公開部分⑫	被告，別訴原告職員及び反訴原告職員の氏名	第1号 ウ
非公開部分⑬	原告の電話番号	第1号
非公開部分⑭	原告の病歴（受診病院，医師名，診断名，病状等）	
非公開部分⑮	事業所税の課税情報（税額，課税標準床面積等）	第2号 ア及び 第6号
非公開部分⑯	土地の価格及び面積	第11号
非公開部分⑰	学校名	第1号
非公開部分⑱	原告に対する被告福岡市教育委員会の処分日	
非公開部分⑲	原告が在籍していた中学校の当時の教頭等の氏名	